

昭和四十三年政令第二百二号

小笠原諸島の復帰に伴う大蔵省関係法令の適用の暫定措置等に関する政令
内閣は、小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の第三十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

- 第一章 総則（第一条）
第二章 通貨及び債権関係（第二条—第五条）
第三章 国税関係（第六条—第十四条）
第四章 たばこ専売及び塩専賣関係（第十五条）
第五章 国有財産関係（第十七条—第二十二条）

- 附則
第一章 総則
(定義)

第一条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 暫定措置法 小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律をいう。
二 小笠原諸島 暫定措置法第一条に規定する小笠原諸島をいう。
三 施行日 暫定措置法の施行の日をいう。
四 第二章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 本邦通貨 臨時通貨法（昭和十三年法律第八十六号）又は日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）により発行され、暫定措置法の施行の際現に通用する臨時補助貨幣及び銀行券をいう。
二 アメリカ合衆国通貨 アメリカ合衆国政府又は連邦準備銀行その他のアメリカ合衆国銀行が発行し、暫定措置法の施行の際現に小笠原諸島において通用する貨幣、紙幣及び銀行券をいう。
三 合衆国ドル アメリカ合衆国通貨に表示されているドルをいう。
四 合衆国ドル債権又は合衆国ドル債務 それだけ又は支払うことができるものをいう。
五 居住者又は非居住者 それぞれ外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百

二十八号）第六条第一項第五号又は第六号に規定する居住者又は非居住者をいう。
六 第三条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 小笠原居住者等 所得税法（昭和四十一年法律第三十三号）が小笠原諸島に施行されることとなつたため新たに次に掲げる者に該当することとなつた個人をいう。
イ 所得税法第二条第二項第三号に規定する居住者
ロ 所得税法第六百六十四条第一項第一号から第三号までに掲げる非居住者
ハ 所得税法第六百六十四条第一項第四号に掲げる国内源泉所得を有する同号に掲げる非居住者

- 二 給与等 所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。
第二章 通貨及び債権関係
(アメリカ合衆国通貨の交換義務等)

第二条 小笠原諸島にある居住者は、大蔵省令で定めるところにより、小笠原諸島において保有するアメリカ合衆国通貨を、施行日から起算して三日以内に、本邦通貨と交換しなければならない。
前項の規定による交換の比率は、合衆国ドル一ドルにつき三百六十円とする。
第三条 政府は、前条の規定によるアメリカ合衆国通貨と本邦通貨との交換に関する事務を、大蔵大臣は、災害その他やむを得ない事情がある場合には、昭和四十三年七月十日までの間限り、第一項に規定する期間を延長することができる。

第三条 政府は、前条の規定によるアメリカ合衆国通貨と本邦通貨との交換に関する事務を、大蔵省令で定めるところにより、日本銀行に取り扱わせるものとする。

第四条 小笠原諸島におけるアメリカ合衆国通貨の取扱い

二 アメリカ合衆国通貨 アメリカ合衆国政府又は連邦準備銀行その他のアメリカ合衆国銀行が発行し、暫定措置法の施行の際現に小笠原諸島において通用する貨幣、紙幣及び銀行券をいう。
三 合衆国ドル アメリカ合衆国通貨に表示されているドルをいう。
四 合衆国ドル債権又は合衆国ドル債務 それだけ又は支払うことができるものをいう。
五 居住者又は非居住者 それぞれ外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百

二十八号）第六条第一項第五号又は第六号に規定する居住者又は非居住者をいう。
六 第三条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 小笠原居住者等 所得税法（昭和四十一年法律第三十三号）が小笠原諸島に施行されることとなつたため新たに次に掲げる者に該当することとなつた個人をいう。
イ 所得税法第二条第二項第三号に規定する居住者
ロ 所得税法第六百六十四条第一項第一号から第三号までに掲げる非居住者
ハ 所得税法第六百六十四条第一項第四号に掲げる国内源泉所得を有する同号に掲げる非居住者

第三章 国税関係

(申告所得税に関する経過措置)

第六条 小笠原居住者等で暫定措置法の施行の際に所得税法第二編第二章第二節第一款に規定する不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行なつているものは、同法第五十七条第二項、第六百四十四条（同法第六百六十六条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第二百二十九条並びに所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第六百四十四条及び同令第九十九条第二項及び第六百九十七条第一項の規定の適用については、施行日において当該業務を開始したものとみなす。この場合において、同法第五十七条第一項中「その事業を開始した日から一月以内」とあり、同法第六百四十四条及び同令第九十九条第一項中「その業務を開始した日から一月以内」とあり、又は同法第二百二十九条中「その事實があつた日から一月以内」とあるのは、「昭和四十四年二月十六日まで」とする。

第七条 小笠原居住者等は、所得税法第九十条の規定の適用については、施行日前の同法第二条第一項第二十三号に規定する変動所得を有しなかつたものとみなす。

(源泉徴収 所得税に関する経過措置)

二 小笠原居住者等は、所得税法第九十条の規定の適用については、施行日前の同法第二条第一項第二十三号に規定する変動所得を有しなかつたものとみなす。

三 小笠原居住者等は、所得税法第九十条の規定の適用については、施行日前の同法第二条第一項第二十三号に規定する変動所得を有しなかつたものとみなす。

(法人税に関する経過措置)

第八条 法人税法（昭和四十一年法律第三十四号）が小笠原諸島に施行されることとなつたために次の各号に掲げるものに該当することとなつたものの施行日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度に係る法人税に関する法令の規定の適用については、当該各号に定めることによる。

一 法人税法第一條第八号に規定する人格のない社団等で暫定措置法の施行の際現に同法第十三号に規定する収益事業を営むもののうち法人税法の施行地に主たる事務所を有するもの

二 法人税法第一百四十四条第一項の規定の適用については、同項中「毎年」とあるのは「小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭和四十三年分の所得税に係る所得税法第一百九十四条第一項の規定により同

二 前項の期間は、第二条第三項の規定により同一条第一項に規定する期間が延長された場合は、その延長された期間とする。

関する法律（昭和四十三年法律第八十三号）以下の「暫定措置法」という。の施行の日以後と、「前日まで」とあるのは「前日まで（その日が暫定措置法の施行の日前である場合には、当該施行の日）」とする。
暫定措置法の施行の際小笠原諸島にある給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所その他のこれらに準ずるもの（以下この条において「支払事務所等」という。）で給与等の支払を受けた者が施行日において十人未満であるものを有する者の当該支払事務所等において支払う昭和四十三年中の所得税法第二百六十六条に規定する給与等及び退職手当等に係る源泉徴収所得税について、同日において同条の承認を受けたものとみなして同条の規定を適用する。この場合において、同条中「一月から六月まで及び七月から十二月までの各期間（当該各期間のうちその承認を受けた日の属する期間については、その日の属する月から当該期間の最終月までの期間）」とあるのは「暫定措置法の施行の日の属する月から昭和四十三年十二月までの期間」と、「当該各期間に属する最終月の翌月十日」とあるのは「昭和四十四年一月十日」とする。

暫定措置法の施行の際小笠原諸島にある給与等の支払事務所等を有する者は、所得税法第二百三十条の規定の適用については、施行日において当該支払事務所等を設けたものとみなす。この場合において、同条中「その事實があつた日から一月以内」とあるのは、「昭和四十四年二月十日まで」とする。

二 法人税法第一百四十四条第一項の規定の適用については、施行日前の同法第二条第一項第二十三号に規定する変動所得を有しなかつたものとみなす。

三 法人税法第一條第八号に規定する人格のない社団等で暫定措置法の施行の際現に同法第十三号に規定する収益事業を営むもののうち法人税法の施行地に主たる事務所を有するもの

